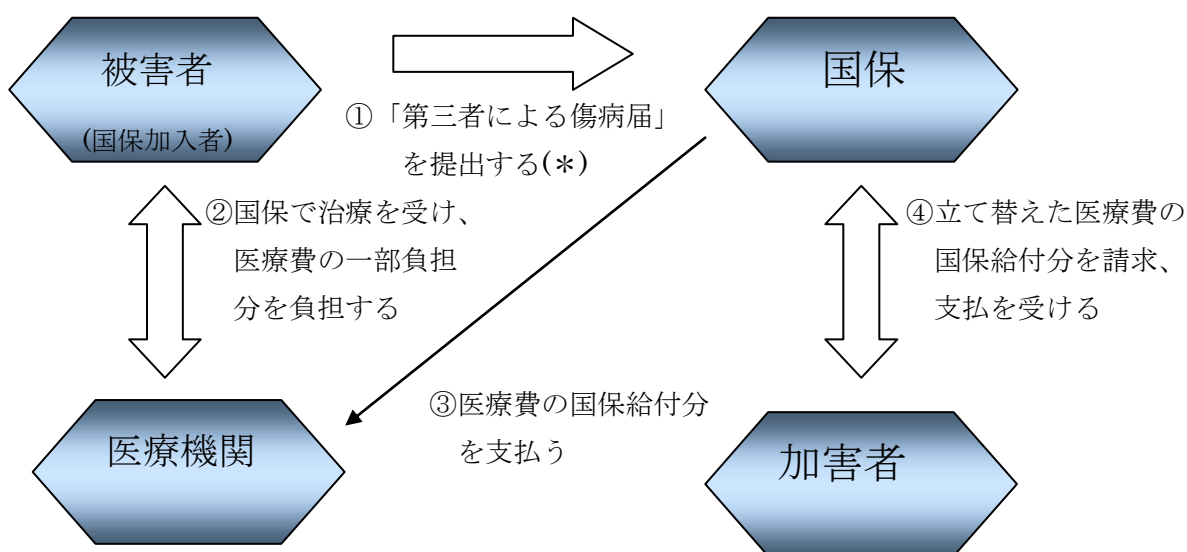


花巻市国民健康保険（国保）の被保険者が、交通事故や傷害事件、他人の飼い犬に咬まれたなど、第三者行為でケガをしたときは、**届出をすると 医療機関で国保を使うことができます。**

交通事故など第三者（加害者）の行為によって生じた医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担するものですが、「第三者行為による傷病届（*）」を提出することにより、国保を使うことができます。

国保は、加害者が負担する医療費を一時的に立て替え、あとで第三者（加害者）に請求します。



(*)この届け出により、医療費の国保給付分について加害者への損害賠償請求権が被害者から国保に委譲され、以後被害者に代わって国保が加害者との交渉を行うことになります。

交通事故にあったとき

けんかに巻き込まれたとき

他人の飼い犬に咬まれたとき

国保で医療を受けるとき

「第三者行為による傷病届」に必要事項を記入し、国保窓口へ提出します。

- ◇ 事故など緊急の場合は、電話などで至急国保に連絡のうえ、後日できるだけ早く、書類を提出します。
- ◇ 交通事故にあったときは、示談の前に必ず国保にご相談ください。

== 届け出に必要なもの ==

- 印鑑 ○国民健康保険被保険者証（保険証）
- 事故証明書（交通事故の場合）

上記以外に必要な書類がある場合があります。

くわしくは担当窓口にご相談ください。

※ バイク・自動車による単独事故、また飼い主が飼い犬に咬まれたときは、第三者の行為に該当しませんが、国保に届け出をお願いします。